# ACSES ニュースレター_２４１６号（2022 年 11 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇中国・河南省で大規模工場火災　38 人死亡　「容疑者拘束」と地元報道〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気鍋(保温用)で負傷事故等〈消費者庁〉
・企業の採用試験 不正代行の疑いで会社員逮捕 学生も書類送検へ／就活試験 “なりすまし” 4 年ほど前からグループで代行か〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[火山噴火対策]
・桜島「レベル5」想定し避難訓練　装甲車で残留者の救出も〈Web報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３１６報）〈厚生労働省〉
・IAEA による東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の安全性に関するレビュー（2 回目）が行われました〈経済産業省〉
[原子力施設全般]
・経産省主導の原発運転延長　新規制委員長山中氏「最後は国会で議論」〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道
[3] 「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します〈厚生労働省〉
[4] 令和２年度　大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果について〈環境省〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1876 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1877 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1878 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1879 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 337 号）〈官報〉
[7] 廃棄物関係
◇「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更等の閣議決定について〈環境省〉
[8] 温暖化対策関係
◇「Global Carbon Budget 2022」　（世界の CO2 収支 2022 年版）発表のお知らせ〈国立環境研究所〉
◇COP27、気候被害へ新基金　「化石燃料廃止」示せず〈Web 報道〉
[9] 環境安全関係
◇（仮称）三方山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

樫柳梅（ギョリュウバイ、ネズモドキ、マヌカ、ティーツリー）

[10] エネルギー
◇令和３年度(2021 年度)エネルギー需給実績を取りまとめました(速報)<経済産業省>
[11] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　１件
[12] その他省庁発表　　２件
[13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　15 件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[14] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：10 件　　◇その他：２件
[付録]
◇「大学における教育内容等の改革状況について（令和２年度)」の結果について<文部科学省>
◇ギガより大きい「クエタ」など登場　国際度量衡総会で SI 接頭語採択<新聞報道>
◇出世望まぬ公務員「勉強時間ない」「昇進よりも家庭」　自治体は苦悩<新聞報道>

**********

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇中国・河南省で大規模工場火災　38人死亡　「容疑者拘束」と地元報道
＜テレ朝 news　2022 年 11 月 23 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000276789.html
　中国・河南省の工場で大規模な火災が発生し、38 人が死亡しました。地元メディアは「容疑者が拘束された」と伝えています。
　真っ赤な炎が建物から噴き出し、黒い煙が立ち上っています。
　河南省安陽市の工場で 21 日午後 4 時すぎ、大規模な火災が発生し、従業員らが中に閉じ込められました。
　地元政府によりますと、消防車 60 台以上と消防士ら 240 人が消火にあたり、火はおよそ 7 時間後に消し止められました。
　38 人の死亡が確認され、2 人が軽いけがをして病院に搬送されています。
　地元メディアは「容疑者が拘束された」と伝えていて、地元警察と消防が火災の詳しい原因を調べています。
---

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故:電気鍋(保温用)で負傷事故等
＜消費者庁　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031211/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221122_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油給湯機付ふろがま１件、ガスこんろ（都市ガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電気鍋（保温用）２件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちエアコン１件、ライター（点火棒）１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、
リチウム電池内蔵充電器１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件）
---

・企業の採用試験 不正代行の疑いで会社員逮捕 学生も書類送検へ

＜NHK　2022 年 11 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221122/k10013899451000.html
就職活動中の学生が、企業の採用試験で基礎的な学力などを確認するために受けるオンライン試験を不正に代行したとして大阪市に住む 20 代の会社員が警視庁に逮捕されました。不正代行で検挙されるのは初めてで、代行を依頼した学生も書類送検する方針です。
逮捕されたのは大阪市に住む会社員の田中信人容疑者（28）です。
警視庁によりますと、ことし４月、就職活動中の女子学生から依頼を受け、企業が行った基礎的な学力などを確認するオンラインの試験を不正に代行した私電磁的記録不正作出などの疑いが持たれています。
試験は専用サイトで受けることができ、会社員は女子学生から１科目 2000 円で本人になりすまして受けていて、調べに対し容疑を認めているということです。
代行を依頼した女子学生も書類送検する方針です。
会社員は SNS 上で依頼を募集していて、警視庁はおよそ 300 人の就職活動生から依頼を受け 400 万円余りを得ていたとみて調べています。
就職活動で行われるオンライン試験の代行を巡っては、新型コロナの影響で試験を集団会場ではなく場所を問わずに受けられることなどを背景に増加していると見られ、警視庁によりますと不正な代行で検挙されるのは初めてだということです。

・<u>就活試験　“なりすまし”　４年ほど前からグループで代行か</u>
＜NHK　2022 年 11 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221123/k10013900781000.html
就職活動中の学生になりすまし、企業のオンライン試験を代行する「替え玉受験」をしたとして関西電力の社員が逮捕された事件で、社員が４年ほど前から仲間とグループを作り、代行の依頼を受けていた疑いのあることが捜査関係者への取材で分かりました。ことしからグループを離れて１人で請け負うようになり、調べに対し「独立したほうが学生が支払う費用が安くなるのでいいと思った」などと供述しているということです。
大阪市の関西電力の社員、田中信人容疑者（28）はことし４月、都内の大学４年生から依頼を受け、クレジットカード会社が採用選考で行ったオンライン試験を代行する「替え玉受験」をしたとして、私電磁的記録不正作出などの疑いで 21 日、警視庁に逮捕されました。
これまでの捜査で田中容疑者は SNS 上で試験の代行を募集し、およそ 300 人の就職活動生から依頼を受けて 400 万円余りを得ていたとみられることが分かっています。
また代行は４年ほど前から仲間とグループを作って始め、１件につき１万 5000 円で受け付け、このうち 2000 円を田中容疑者が受け取っていたとみられることが捜査関係者への取材で新たに分かりました。
その後、ことし１月にグループを離れて１人で代行を請け負うようになり、１件につき 2000 円で依頼を受けていたということです。
調べに対し「グループから独立したほうが学生が支払う費用が安くなるのでいいと思った」などと供述しているということで、警視庁が詳しいいきさつを調べています。

・<u>採用選考のウェブテスト、不正横行…東大生名乗りＳＮＳに「１件４０００円で請け負う」</u>
＜読売新聞　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221121-OYT1T50312/
・<u>不正横行ウェブテスト　就活生約１割が「不正した」　採用側も「倫理観任せ」</u>
＜産経新聞　2022 年 11 月 22 日＞
https://www.sankei.com/article/20221122-AWWKSZNEOZLPVMV3KCKEH6HPWM/

---

□<u>*大災害、原発事故対策*</u>
[火山噴火対策]
・<u>桜島「レベル５」想定し避難訓練　装甲車で残留者の救出も</u>
＜共同通信　2022 年 11 月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/8591409.html

---

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３１６報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1JrHzsq99yxiyolY

１　自治体の検査結果

札幌市、旭川市、青森県、岩手県、山形県、柏市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、山梨県、長野県、岡崎市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、枚方市、徳島県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

---

・IAEA による東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の安全性に関するレビュー（2 回目）が行われました

＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221118003/20221118003.html?from=mj

11 月 14 日から 18 日にかけて、IAEA（国際原子力機関）の関係者が日本を訪れ、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の安全性に関するレビューが行われました。

(1) 経済産業省及び東京電力との会合

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の現地調査

---

[原子力施設全般]

・経産省主導の原発運転延長　新規制委員長山中氏「最後は国会で議論」

＜朝日新聞　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCK7TH7QCCULBH008.html

原則 40 年、最長 60 年と規定されている原発の運転期間（いわゆる 40 年ルール）について、経済産業省が見直しを検討しています。原子力規制委員会はこれを受け、延長された場合に運転開始から時間がたった原子炉の安全の審査について考えています。40 年ルールは、東京電力福島第一原発事故を教訓にできました。運転延長を容認し、推進側の言いなりになっているという批判を規制委はどう受け止めているのでしょうか。9 月に 3 代目の委員長に就任した山中伸介さん（66）に聞きました。

**福島の教訓が原点**

――就任から 1 カ月が経ちました。

「本当に大役で、緊張の連続であっという間に 1 カ月過ぎたと、そんな感想です」

――委員長就任はいつどなたから打診されましたか。その時、何を考えましたか？

「そこについては、お話しすることを控えた方がいいと思います。ただ、お話をいただいて、やはり長年、原子力に携わってきた者としてお断りはできないと即決させていただきました」

「安全に関する研究をしてきましたし、学生への教育もしてきたので、なぜ福島第一原発事故を防ぐことができなかったのかという後悔や反省は非常に大きかったです。福島の教訓が我々の原点ですし、これから私が担当させていただく 5 年間も、それを軸として委員会を運営してきたいと思っています」

――経産省が原発の運転期間を延長する検討をしていることについてお聞きします。就任まもない 10 月 5 日に経産省の担当者を呼んで検討状況を聞き、その場で延長された場合の審査制度の見直しの検討を事務局に指示しました。就任前に経産省などから話があったのでしょうか。

「それは全くございません。これは非常に重大な案件で、原子力規制委員会として判断をしないといけないというふうに考え始めたのは、8 月末の GX（グリーン・トランスフォーメーション）実行会議の資料に運転期間の延長というワードを見たときです。ただ、いつの時点で具体的な提案をされるのか分かりませんでした。たまたま 9 月 22 日の資源エネルギー庁の原子力小委で議論がされたので、実際どういう方針で運転期間を変えていくのかというのを早急に聞いて、我々として対応しないと間に合わないなと思った次第です」

「事前に話があったかということではなく、8 月の時点から、もし運転期間をどこかが制度設計を仮にされる

とすると、我々としては極めて大きな影響を受けるので対応を考えておかないといけないという認識をずっと持っていました」

40 年ルールは、福島原発事故後に原子炉等規制法（炉規法）が改正されてできた。岸田文雄首相は 8 月、運転期間延長を検討するよう指示。経済産業省は審議会「原子力小委員会」で 9 月 22 日から議論を始めた。規制委は 10 月 5 日、経産省から運転期間を炉規法から削除する方針の説明を受けた。運転期間について「利用政策にほかならず、規制委が意見を述べるべき事柄ではない」として、延長を前提に審査制度の見直しを開始。停止期間は除外せず、運転開始から 30 年を起点に 10 年を超えない期間ごとに建物や原子炉の劣化を審査する案を議論している。

**「逆に意見を申し上げれば...」**

――運転期間について規制委は、「原則 40 年」と定めた運転期間の上限について「政策判断にほかならず、規制委は意見を述べる立場ではない」との見解です。委員長が交代したタイミングで方針が変わったのですか？

「私が何か変えたというわけではありません。運転期間は利用政策側が判断するものであるというのは、2 年前からずっと委員会として同じ方針で来ておりますし、前委員長も国会答弁でそのご発言をずっとされてきたかと思います。たまたま私が交代したのが実際に運転期間に関する制度が変わろうとするタイミングに当たったというだけで、私としては、規制側の制度設計をきちんとしないといけないという気持ちだけです」

「利用政策に意見を申し上げ…

**********

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B-Lbr4uaR2wBO5aVY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 11 月 22 日版）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i25XIwcWy-CNtxkZY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZKltPn5hTCky0BY

---

◇マスコミ報道

・新型コロナ「ピークの可能性も」　専門家組織

＜産経ニュース　2022 年 11 月 22 日＞

https://www.sankei.com/article/20221122-35WIRSPTF5LEJCKYWDYKSSVEAI/

新型コロナウイルス対策を助言する厚生労働省の専門家組織は２２日、会合を開き、感染状況について「地域差や不確実性はあるものの増加速度の鈍化がみられ、ピークを迎える可能性もある」と評価した。ただ、「感染者数が直ちに減少に向かうことはない」とし、再増加などに注意が必要との見方を示した。

厚労省は会合で同組織の賛成を得たとして、新型コロナとインフルエンザを同時に調べる抗原検査キットの市販化に向けて検討を進めることを決めた。また、２１日までの直近１週間の新規感染者数が山口と徳島以外の４５都道府県で前週を上回り、全国で１・１８倍になったと報告された。増加ペースは１６日時点の１・２４倍から低下した。

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・第107回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和4年11月22日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022年11月22日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00395.html

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xYq9rOHhnSi81thY

---

◇*ワクチン、検査薬、治療薬等*

・新型コロナとインフルエンザ同時検査キット 一般販売検討へ

＜NHK　2022 年 11 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20221123/1000086991.html

新型コロナウイルスとインフルエンザの感染の有無を同時に調べることができる抗原検査キットについて、厚生労働省は、薬局やインターネットでの一般向けの販売の解禁に向け本格的な検討を始めることになりました。

新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念される中、国は、発熱などの症状があるものの重症化リスクの低い人に対しては、まずは薬局やインターネットで販売されている新型コロナの抗原検査キットで検査を行うよう求めています。

しかし、インフルエンザの感染を調べるためには医療機関で検査を受ける必要があり、今後の感染増加に備え、現在は医療機関のみで使用されている同時検査キットについて、薬局やインターネットで販売できるようにすべきだという意見があがっていました。

これについて、２2 日開かれた厚生労働省の専門家会合では「検査の精度が心配だ」とか「インフルエンザの陽性反応は発熱後すぐには検出されないおそれがある」などの指摘があったものの、おおむね賛成意見が多かったということです。

こうした意見も踏まえ、厚生労働省は医療機関への供給を最優先にすることを前提に、同時検査キットの一般向け販売の解禁に向けて、今後、専門家による部会を開いて本格的な検討を行うことにしています。

---

**・新型コロナウイルス治療薬の緊急承認について**

＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29320.html

本日、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る治療薬について、医薬品医療機器等法第14 条の２の２に基づく緊急承認を行いました。

なお、添付文書は別添のとおりです。

販売名：ゾコーバ錠125mg
一般名：エンシトレルビル　フマル酸
申請者：塩野義製薬株式会社
申請日：令和４年２月25 日
効能・効果：SARS-CoV-2による感染症

**・新型コロナ 国産の飲み薬「ゾコーバ」が承認 効果は**

＜NHK　2022 年 11 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221122/k10013899671000.html

塩野義製薬が開発した新型コロナウイルスの飲み薬について、厚生労働省の専門家会議が使用を認めることを了承し、その後、承認されました。

重症化リスクの低い患者も軽症の段階から服用できるのが特長で、国内の製薬会社が開発した初めての飲み薬となります。

使用が承認されたのは塩野義製薬が開発した新型コロナウイルスの飲み薬「ゾコーバ」です。

この薬は、軽症の段階から服用できる新型コロナウイルスの飲み薬で、重症化するリスクが高い患者を対象にしていたこれまでの薬と違い、重症化リスクの低い患者でも服用できるのが特長です。

ことし２月に使用の承認が申請されたあと、緊急時に、開発された薬などを迅速に承認するための「緊急承認」の制度で６月と７月に審議されましたが、有効性についての判断が見送られて継続審議となり、塩野義製薬はその後、最終段階の治験の結果を新たに、厚生労働省などに提出していました。

22 日に開かれた厚生労働省の専門家会議では、発熱などの症状を改善する効果が認められたことなどから、「有効性が推定される」と評価して使用を認めることを了承し、厚生労働省が承認しました。

国内の製薬会社が開発した初めての飲み薬となります。

加藤厚生労働大臣は、22 日夜、記者会見を開き「新たな治療の選択肢の１つとして、新型コロナ対策に寄与することを期待するし、国内企業が製造販売するので、安定供給の観点からも大きな意義がある。流通システムがで

きしだい、12 月の初頭には医療現場で使用できるよう供給を開始する予定で、処方が可能な医療機関は、都道府県のウェブサイトで公開することになる」と述べました。
新型コロナウイルスの飲み薬ゾコーバが「緊急承認」の制度で国から承認されたことについて、塩野義製薬は 22 日夜、コメントを発表しました。
この中では、「この新しい治療選択肢をまず日本の皆様に、そしてこの薬を必要とする多くの国々に提供できるよう、引き続き、取り組んでまいります」としています。
その上で、「23 日より医薬品卸への出庫を開始し、ゾコーバの処方・調剤が可能な登録医療機関・薬局からの発注を順次、受け付ける予定です。緊急承認医薬品として安全性情報の迅速かつ確実な収集と、医療機関に対するタイムリーな提供に取り組みます」としています。
そして、会社では、今後、正式承認の取得を目指す考えを示しました。

**処方の対象や期待される効果は**

どんな症状の人に処方されるのか？どんな効果が期待されるのか？
詳しくお伝えします。
「ゾコーバ」について、塩野義製薬は重症化リスクが低い人も軽症の段階で使える初めての飲み薬として承認を目指してきました。
新型コロナウイルスは感染すると細胞内に侵入し、ウイルスそのものの RNA をコピーして増えていきますが、新たな薬ではコピーの準備段階で働く酵素を機能しなくすることでウイルスの増殖を抑えます。
薬が働く仕組みは、アメリカの製薬大手、ファイザーが開発した飲み薬「パキロビッドパック」と同様となっています。
「ゾコーバ」について、塩野義製薬はことし 9 月下旬、最終段階の治験で発熱などの症状が出る期間が短くなり、症状を改善する効果が確認されたと発表しました。

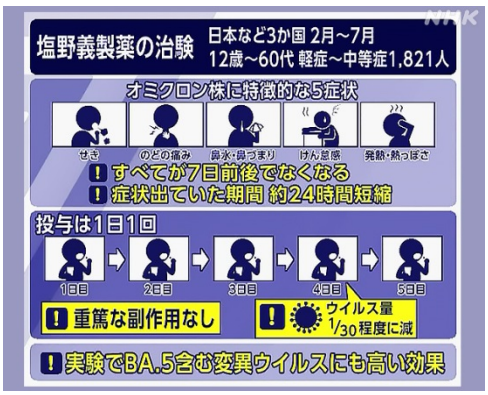


それによりますと、日本など 3 か国でことし 2 月から 7 月にかけて重症化リスクがない人やワクチンを接種した人を含めた、12 歳から 60 代までの軽症から中等症のコロナ患者 1821 人を対象に治験を行い、発症から 3 日以内に服用を開始すると、オミクロン株に特徴的なせきや喉の痛み、鼻水・鼻づまり、けん怠感、発熱・熱っぽさの 5 つの症状すべてが 7 日前後でなくなり、症状が出ていた期間がおよそ 24 時間短縮されたとしています。
投与は 1 日 1 回、5 日間行われましたが 4 日目の段階でウイルスの量が偽の薬を投与された人に比べて 30 分の 1 程度に減り、重篤な副作用はなかったとしています。
さらに、実験では現在、主流となっているオミクロン株の「BA.5」を含む変異ウイルスに対しても高い効果を示したとしています。
一方で、動物実験では胎児に影響があったことから、妊娠中や妊娠の可能性のある女性は服用できないほか、慢性の病気の治療で薬を服用している場合には服用できないケースもあるとみられます。
厚生労働省は薬事承認が行われることを前提に 100 万人分を購入することで塩野義製薬と契約していて、国から医療機関に配分され患者の費用の負担は当面はないということです。

**専門家「医療現場で望まれてきた薬」**

塩野義製薬が開発を進めてきた新型コロナウイルスの飲み薬「ゾコーバ」について、新型コロナの治療に詳しい愛知医科大学の森島恒雄 客員教授は「新型コロナに感染して軽症で済むか症状が重くなるか分からないなかで、

重症化リスクがない人にも投与できる薬は医療現場で望まれてきた」と話しています。
そのうえで「オミクロン株が主流となり致死率が下がっているのは確かだが、持病が悪化して亡くなる人はインフルエンザより割合がかなり高く、感染した子どもが重症化して死亡するケースも出てきている。日本は欧米などと比べて感染したことのある人が少なくコロナに免疫がある人はまだ少ないため、感染拡大の波は今後も続く可能性が高いので、治療薬やワクチンを準備していくことは引き続き、重要になっている」と話していました。

**供給開始は**

使用が承認された「ゾコーバ」について、厚生労働省は塩野義製薬と 100 万人分を購入する契約を締結していて、12 月はじめごろには医療現場で使用できるよう、流通システムができしだい供給を開始するとしています。
薬を使用できるのは、12 歳以上の人となっていますが、妊娠中の女性などは使用が禁止されていることや複数の医薬品が併用禁止になっていることから、最初の 2 週間程度は安全対策として、薬が働く仕組みが同様のアメリカの製薬大手ファイザーが開発した飲み薬「パキロビッドパック」を処方した実績のある医療機関や薬局に限定する予定です。
その後は特段の要件は設けず、各都道府県が選定した医療機関での処方や薬局での調剤ができる体制を整えたうえで、処方可能な医療機関については都道府県などのウエブサイトで公開するとしています。
また今回は新たに設けられた「緊急承認」の制度で承認を行ったため、塩野義製薬は有効性や安全性についての追加のデータの提出などを行った上で、今後 1 年以内に通常の薬事承認の申請を行うことが義務づけられています。

**過去の審議では承認 2 度見送りも**

新型コロナウイルスの飲み薬「ゾコーバ」をめぐっては、塩野義製薬がことし 2 月に厚生労働省に承認を申請してから専門家会議で 2 度の審査が行われましたが、いずれも有効性についての判断が見送られ、今回が 3 度目の審議となりました。
製薬会社が開発した治療薬やワクチンなどの使用を認める「薬事承認」の手続きでは、通常、申請から承認までおよそ 1 年ほどかけて審査が行われ、時間を要することからワクチンの承認が海外より遅れた要因のひとつと指摘されていました。
これを受けてことし 5 月、感染症の流行時などの「緊急時」で「代替手段がないこと」を条件に国内外で開発されたワクチンや治療薬などを迅速に承認するための「緊急承認」の制度が新たに設けられました。
「ゾコーバ」も「緊急承認」の枠組みで審査されることとなり、6 月に専門家会議で最初の審議が行われましたが、有効性などについて慎重に議論を重ねる必要があるとして判断が見送られました。
1 か月後の 7 月に開かれた 2 回目の会議でも「有効性が推定されるという判断はできない」などとして再び判断が見送られ、継続審議となっていました。
こうしたなか、医療機関がひっ迫した”第 7 波”を踏まえ、9 月に日本感染症学会などが重症化リスクが低い患者も服用できる飲み薬が必要だとして早期の承認を求める提言を厚生労働省に提出していました。

**「緊急承認」運用の課題も**

「ゾコーバ」は緊急時に薬の迅速な承認を可能にする新たに創設された緊急承認の制度のもとで審議されて承認されましたが、専門家は今回、制度の運用にあたって「承認を迅速に行うこと」と「薬の有効性や安全性の確認」の両立が課題になったと指摘しています。
「緊急承認制度」は感染症の流行といった緊急時に代替手段がない場合、ワクチンや治療薬などを迅速に承認することを目的にことし 5 月に設けられた制度で、治験の最終結果が出る前でも安全性が確認され、有効性が推定されれば承認できるとしています。
「ゾコーバ」について塩野義製薬はことし 2 月、厚生労働省に承認を申請し、その後、緊急承認制度の枠組みのもとで審議されてきました。
今回の審議について薬事制度に詳しい東京大学の小野俊介准教授は「緊急承認制度のもと、有効性や安全性のどこまで示されればよいのかが委員や審査当局の間で共有されず、議論が混乱していたような印象を受けた。その結果、委員からの意見が保守的で細かくなり、ほぼ通常と同じような審査の形になっていた」と述べ、制度の運用にあたって「承認を迅速に行うこと」と「薬の有効性や安全性の確認」の両立が改めて課題になったと指摘しました。

その上で「国は臨床試験で有効性が最低限、どの程度示されれば、承認できるのか具体的なラインを示すなど、制度の透明化や負担を減らすことといった改善をはからないと、絵に描いた餅のような制度になってしまうのではないか」と指摘しました。

---

・使う？使わない？　塩野義コロナ飲み薬　三者三様の医師の見方

＜毎日新聞　2022 年 11 月 23 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221122/k00/00m/040/343000c

新型コロナウイルスのパンデミックが丸 3 年になろうとする中、初の国産飲み薬の実用化が決まった。厚生労働省が 22 日に緊急承認した塩野義製薬の「ゾコーバ」。どんな効果が期待されるのか。また現場の医師はどのくらい「使いたい」と思っているのだろうか。

ゾコーバは国内では 3 種類目となる軽症者向け飲み薬で先行 2 製品と比べて、重症化リスクの高くない多くの患者にも使えることが特長。承認を受け加藤勝信厚労相は「新たな治療の選択肢の一つとして新型コロナ対策に寄与すると期待している」と述べた。政府は 100 万人分の供給を受ける契約を塩野義と締結しており、12 月初めにも一部医療機関で処方が始まる見通しだ。

東京歯科大市川総合病院の寺嶋毅教授（呼吸器内科）は「治療の選択肢ができたことは意義がある」と、ゾコーバの緊急承認を肯定的に受け止めている。

国内ではこれまで、米メルク社製のラゲブリオ、米ファイザー社製のパキロビッドの 2 種類の飲み薬が実用化されている。いずれも治験で重症化や死亡の抑制効果が確認されたとして特例承認されたもの。投与対象は重症化リスクのある人に限られる。

ゾコーバの場合、治験では症状が消えるまでの期間を主に評価している。重症化の抑制効果は明らかになっていない。寺嶋教授は、重症化リスクの高い人に対してはこれまで同様、パキロビッドなどを処方すると説明する。このため医療機関の逼迫（ひっぱく）を避けることには直結しないと解説する。

一方、重症化リスクがないものの、高熱が 2〜3 日続き食事も取れない人などに処方することが想定され、「自宅療養中の治療の幅が広がる」と語る。…

---

**◇大学等関係**

・九州大、コロナ新薬候補開発　増殖抑制、変異株にも効果

＜共同通信　2022 年 11 月 20 日＞　https://www.47news.jp/news/8595432.html

新型コロナウイルスの増殖を抑制する新たな飲み薬候補を開発したと、九州大大学院薬学研究院などの研究チームが発表した。あらゆる変異株に効果があるとみられる上、現在使用されている飲み薬と比べ、多くの患者に投与できる可能性があり、チームは「新しいタイプの治療薬」と説明。米学術誌に掲載された。

研究チームによると、新型コロナは体内に入ると「3CL―プロテアーゼ」という酵素タンパク質を利用するなどして増殖する。新薬候補の「YH―6」は、この酵素タンパク質に強力に結合することでウイルスの増殖を阻害する。

YH―6 の特許を既に取得しており、今後は製薬会社と連携する方針。

---

**◇マスコミ報道**

・コロナ新対策、政府が運用開始　流行「第 8 波」に備え

＜共同通信　2022 年 11 月 18 日＞　https://www.47news.jp/news/8588365.html

政府は 18 日、新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回りで開き、流行「第 8 波」に備えた 2 段階の対策強化策を決定し、運用を開始した。都道府県が必要に応じて「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を出し、それでも医療が逼迫しそうな場合は「医療非常事態宣言」も発令して出勤の大幅抑制、帰省や旅行の自粛を求める。

新たな対策は、従来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のような飲食店などの休業や時短営業は求めない。

大人数での飲食などの自粛を求める内容で、後藤茂之経済再生担当相は 18 日、「社会経済活動を維持しながら感染を防止するため、より慎重な行動を呼びかける」と説明した。

---

・ネコのコロナ症例、初報告　北海道の獣医師、論文発表

＜共同通信　2022 年 11 月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/8589564.html

北海道中標津町の獣医師山田恭嗣さんが、新型コロナに感染した飼いネコを診察して症状の特徴をまとめた論文を発表し、取材に応じた。日本獣医師会によると、ネコの症例報告は国内初。飼い主からの感染が考えられるとし「疑わしき症状が出ても、獣医師に相談して冷静な対応を」と呼びかける。

感染したネコは道東部の家庭で飼われている当時 12 歳の雌。飼い主らが感染した直後、ネコにも鼻水やせきの症状が出始め、飼い主らと同じデルタ株の陽性が判明。発症８日目に呼吸器の状態が悪化したため、抗ウイルス剤などを投与すると、回復した。

ネコは室内で飼われ、飼い主を介して感染したと判断した。

**********

[3] 「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します

＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3zoG2p-rqli032NNY

厚生労働省は、このたび、「化学物質管理に係る専門家検討会」（座長：城内博　独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）の、検討の中間的な取りまとめを行いましたので、公表します。

この中間取りまとめは、今年５月に公布された、労働安全衛生法による新たな化学物質規制を円滑に施行するため、労働者のばく露が、大臣の定める基準（濃度基準値）以下であることを確認する測定等についてとりまとめています。基本的な考え方や、詳細事項等を整理するとともに、個人サンプリング法※による作業環境測定の適用拡大等の方針を示しています。

※労働者の身体に試料採取機器を装着して測定を行う方法

厚生労働省は、この中間取りまとめで示された内容について、法令や指針に反映して周知を図り、化学物質による健康障害防止対策をより一層充実していきます。

■中間取りまとめのポイント

１　労働者のばく露が大臣の定める基準（濃度基準値）以下であることを確認する測定（確認測定）等について

（１）　基本的な考え方
（２）　短時間濃度基準値の運用
（３）　確認測定における試料採取時間等
（４）　リスクアセスメントにおける測定の試料採取場所及び評価
（５）　今後のスケジュール等

２　個人サンプリング法による作業環境測定の今後の在り方について

（１）　個人サンプリング法による作業環境測定の今後の在り方について
（２）　個人サンプリング法における測定手法の検討について
（３）　その他検討が必要な事項
（４）　今後のスケジュール等

別添１　中間とりまとめ（概要版）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001014767.pdf

別添２　中間とりまとめ（詳細版）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001014758.pdf

**********

[4] 令和２年度　大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果について

＜環境省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00857.html

環境省では、公害健康被害補償法に基づく第一種地域指定の解除（昭和 62 年改正）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を平成８年度から毎年度実施しています。

この度、令和２年度の調査結果を取りまとめたので、公表します。

■　調査結果の概要

例年どおり、３歳児を対象とした調査（以下「３歳児調査」という。）及び小学１年生を対象とした調査（以下「６歳児調査」という。）を実施して、それらの調査結果についての単年度解析、並びに、平成９～令和２年度の３歳児調査及び平成 16～令和２年度の６歳児調査のそれぞれを統合したデータを用いた経年・統合解析等を行った。また、令和２年度の６歳児調査回答者のうち平成 28～29 年度に実施した３歳児調査時に回答のあった者について追跡解析を行った。

３歳児調査の対象者は全国 35 地域の約７万４千人（回答者は約６万３千人）であり、６歳児調査の対象者は全国 36 地域の約７万９千人（回答者は約７万人）であった。

これらの解析の結果、呼吸器症状のうちぜん息については以下のとおりであった。

単年度解析では、対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率及び調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率の検討において、３歳児調査については、大気汚染物質濃度が高い地域ほどぜん息有症率が高くなる傾向はみられなかった。６歳児調査については、ＮＯＸにおいてわずかながら濃度区分が高くなるほど有症率が高くなる傾向がみられた。オッズ比による検討においては、３歳児調査及び６歳児調査ともに、有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。

大気汚染物質濃度と呼吸器症状有症率の経年解析においては、大気汚染によると思われるぜん息有症率の増加を示す地域はみられなかった。

統合解析では、対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率及び調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率の検討において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなる傾向はみられなかった。オッズ比による検討においては、３歳児調査及び６歳児調査ともに、有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。

追跡解析及びその経年解析により、ぜん息発症率についても同様の検討（統合解析を除く。）を行ったが、有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。

また、大気汚染物質以外では、３歳児調査及び６歳児調査で、本人のアレルギー疾患の既往あり、親のアレルギー疾患の既往ありにおいて、オッズ比が２～３程度の有意な正の関連性を示す結果が得られた。統合したデータにおけるオッズ比の検討でも、同様の結果が得られた。

なお、ぜん息以外の呼吸器症状有症率については、オッズ比の検討において、３歳児調査の「ぜん鳴」と「ぜん鳴（かぜなし）」のＯＸＹ（光化学オキシダントの年平均値）及び６歳児調査の「ぜん鳴」と「ぜん鳴（かぜなし）」、「せん鳴（かぜなし）+ぜん息」のＯＸＹで有意な正の関連性を示す結果が得られた。

■ 今後の課題

これまでの調査報告では、３歳児調査（平成８～令和２年度の計 25 回）及び６歳児調査（平成 16～令和２年度の計 17 回）の単年度解析で大気汚染（ＳＰＭ）とぜん息又はぜん息（２年以内）において有意な正の関連性を示す結果が得られたことが過去に何度か あったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。統合したデータを用いた検討では、対象者別背景濃度区分ごとの呼吸器症状有症率、調査対象地域ごとの対象者別背景濃度の平均値と呼吸器症状有症率において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。オッズ比による検討において３歳児調査及び６歳児調査のいずれにおいても有意な正の関連性を示す結果は得られなかった。追跡解析（平成 16～令和２年度の計 17 回）においても、大気汚染（ＮＯ２、ＮＯＸ）とぜん息の発症に有意な正の関連性を示す結果が得られたことが過去に一度 あったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。

環境調査における大気汚染物質濃度 について、ＮＯ２、ＮＯＸ、ＳＰＭは全般的に低下傾向にあり、ＳＯ２は低濃度で推移している。今後はＯＸ、ＰＭ2.5 を含む大気汚染とぜん息等の呼吸器症状との関連性について地域特性も踏まえて注意深く観察する。

経年・統合解析においては、長期的な大気汚染の傾向を考慮して、例えば５年程度の統合したデータを用いて経年的に比較するなど、解析方法の検討を行っているが、今後も引き続き検討を進める。

また、追跡解析は、10 年度分以上のデータが蓄積したことから、平成 28 年度からぜん息の発症・持続についての経年解析を追加した。追跡統合解析に係る評価方法及びデータの取扱いの検討を更に進める。

以上

[1] ぜん息：（３歳児調査）平成 20、25 年度、（６歳児調査）平成 19、21 年度
ぜん息（２年以内）：（６歳児調査）平成 19、21、25 年度
[1] 平成 25 年度
[1] ＮＯ２、ＮＯＸ、ＳＰＭ、ＳＯ２は平成８～令和２年度の調査対象期間における背景濃度

---

添付資料
令和２年度環境保健サーベイランス調査結果（概要）
https://www.env.go.jp/content/000087486.pdf
令和２年度調査対象地域
https://www.env.go.jp/content/000087487.pdf

**********

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1876 号）
［官報］ 令和４年 11 月 21 日 本紙 第 862 号 3～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221121/20221121h00862/20221121h008620003f.html
肥料の登録の有効期間更新 176 件が公示された。

---

◇生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1877 号）
［官報］ 令和４年 11 月 21 日 本紙 第 862 号 6～7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221121/20221121h00862/20221121h008620006f.html
肥料の生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更４件が公示された。

---

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1878 号）
［官報］ 令和４年 11 月 21 日 本紙 第 862 号 7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221121/20221121h00862/20221121h008620007f.html
肥料の登録失効４件が公示された。

---

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1879 号）
［官報］ 令和４年 11 月 21 日 本紙 第 862 号 7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221121/20221121h00862/20221121h008620007f.html
肥料の新規登録 20 件が公示された。

**********

[6] ***食品安全衛生関係***

**◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 337 号）**
［官報］ 令和４年 11 月 22 日 号外 第 249 号 5～22 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221122/20221122g00249/20221122g002490005f.html

**○厚生労働省告示第 337 号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、米、小麦、大豆、えんどう、らっかせい、さといも類、かんしょ、キャベツ、芽キャベツ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するエトフェンプ□ックスの量の限度、トマト、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するテトラコナゾールの量の限度、大豆、きゅうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、その他の野菜、その他の野菜（ずいきに限る。）、その他の野菜（ずいき、もやし、れんこんを除く。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウィー、キウィー（果皮を含む。）、マンゴー及び綿実に残留するフェンピロキ

シメートの量の限度並びにかんしょ、こまつな、きゅうり、すいか及びその他のスパイス（その他のスパイス（根又は根茎に限る。）を除く。）に残留するフルエンスルホンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和４年 11 月 22 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

*―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―*

| 改　　正　　後 |
|---|
| 第１　食品<br>*―「第１欄」に規格基準の一部が改正された添加物の名称、「第２欄」に食品名、及び「第３欄」に規格基準値が掲載されているが、規格基準の一部が改正された添加物の名称のみ抜粋記載した。＜ACSES 事務局＞―*<br>Ａ　食品一般の成分規格<br>１～５　（略）<br>６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑿までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。<br>⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度<br>エトフェンプロックス<br>塩化ジデシルジメチルアンモニウム　（新設）<br>オルトジクロロベンゼン　（新設）<br>クロキサシリン　（新設）<br>テトラコナゾール<br>ナイカルバジン<br>フェンピロキシメート<br>フルエンスルホン<br>ブロモブチド<br>フロラスラム<br>⑵～⒂　（略）<br>７　６に定めるもののほか、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3) から (6) までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。<br>⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度<br>（削る）　塩化ジデシルジメチルアンモニウム<br>（削る）　オルトジクロロベンゼン<br>（削る）　クロキサシリン<br>（削る）　ナイカルバジン<br>⑵～⑹　（略）<br>８～12　（略）<br>Ｂ～Ｄ　（略） |

**********

［7］***廃棄物関係***

◇「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更等の閣議決定につ

いて
＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00855.html
総量削減基本方針及び自動車 NOｘ・PM 法施行令の改正の概要
（１）総量削減基本方針
　　目標年度を平成 32 年度から令和８年度に変更する。
（２）自動車 NOｘ・PM 法施行令
　①自動車 NOｘ・PM 法施行令第２条及び第３条において、関係都道府県が策定する窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画（総量削減計画）は、平成 33 年３月までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準が確保されるように達成の期間を定めるものとされている。基本方針と同様に、平成 33 年３月から令和９年３月に変更する。
　②施行期日については、関係都道府県が次期総量削減計画を策定するまでの一定の期間を確保するため、令和６年４月１日とする。
**********
[8] ***温暖化対策関係***
◇「Global Carbon Budget 2022」　（世界の CO2 収支 2022 年版）発表のお知らせ
＜国立環境研究所　2022 年 11 月 23 日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/2022/20211111_1.html
---
◇COP27、気候被害へ新基金　「化石燃料廃止」示せず
＜共同通信　2022 年 11 月 20 日＞　https://www.47news.jp/news/8594449.html
　エジプトでの国連気候変動枠組み条約第 27 回締約国会議（COP27）は 20 日、気候変動で発展途上国に生じた被害に対する支援基金を設立することに合意した。防災に取り組んでもなお生じる「損失と被害」への手当てに特化した初の基金で、途上国が要求していた。被害の根本原因である温室効果ガス排出削減に関しては、化石燃料の段階的廃止など強い方針が打ち出せなかった。
　当初 18 日までだった会期は関係国の調整が難航し、延長 2 日目で成果文書の採択にこぎ着けた。
**********
[9] ***環境安全関係***
◇（仮称）三方山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00848.html
**********
[10] ***エネルギー***
◇令和３年度(2021 年度)エネルギー需給実績を取りまとめました(速報)
＜経済産業省　2022 年 11 月 22 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221122001/20221122001.html?from=mj
**********
[11] ***調査、公募、意見募集等***
**[公募、意見募集等]**
◇消防用設備等の定期点検に活用できる新たなデジタル技術の公募
＜総務省消防庁　2022 年 11 月 21 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20221121_yobo_1.pdf
消防庁では、消防用設備等の定期点検について、現行の点検手法等にとらわれず、最新のデジタル技術等を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度のあり方を検討しています。
このたび、このような検討に資するデジタル技術等について、技術公募を行うこととしましたので、公表します。
なお、今後、消防庁では、応募されたデジタル技術等を踏まえ、現在の点検基準と同等以上の安全を担保することを前提として、デジタル技術等を活用することによる点検の技術中立化や点検周期の延長等を進めていくこととしています。

---

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）の令和３年度補正予算七次公募及び令和４年度五次公募について
＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00846.html

---

◇令和４年度社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（うち LNG 燃料システム等導入促進事業）の公募について
＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/r4_lng.html

---

**[公募結果、意見募集結果]**

◇令和４年度「デジタル技術を活用した脱炭素型資源循環ビジネスの効果実証事業(デジタル技術活用効果実証)」の採択結果について
＜環境省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00831.html

---

**[調査結果]**

◇「大学における教育内容等の改革状況について（令和２年度)」の結果について
＜文部科学省　2022 年 11 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmDadae7fzUaLbN
文部科学省では、令和２年度の大学における教育内容等の改革状況について調査を行い、この度、その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。　-----＞ *末尾［付録］*

**********

[12] ***その他省庁発表***

◇日本産業規格(JIS)を制定・改正しました（2022 年 11 月分)
＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221121001/20221121001.html?from=mj

---

◇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案
＜文部科学省　2022 年 11 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm9adad4A7zwPbM

**********

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

**[開催案内]**

・化学物質管理に係る専門家検討会　　11 月 21 日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7aKVhMnJtQCU-bBY
・令和４年 12 月の石綿健康被害判定小委員会・分科会の開催について　　12 月６、9、14、20、23 日
＜環境省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00842.html
　　医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚)
・災害時石綿飛散防止マニュアル検討会（第２回）の開催　　11 月 30 日
＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00845.html
（１）災害時石綿飛散防止事例について
（２）地方公共団体ヒアリング結果について
（３）災害時マニュアルの改訂について
・第２回飲酒ガイドライン作成検討会を開催します　　11 月 28 日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q05yruvf3iz6qwI5Y
　　ガイドラインの記載項目・内容等について　ほか
・「第７回　個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催します　　11 月 30 日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zYPe19Ok7jV71dBY
（１）フリーディスカッション

（２）その他

・「第 124 回 消費者安全調査委員会」の開催について　　11 月 29 日

＜消費者庁　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030997/

・意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング(自動ドアによる事故)

・個別事案について 等

・第１回「熱中症対策推進検討会」の開催について　　11 月 28 日

＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00856.html

（１）今夏の振り返り

（２）熱中症対策に係る国内外の状況

（３）今後の熱中症対策について

・第４回水素保安戦略の策定に係る検討会　　11 月 28 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48209

1. 課題等の整理・対応策の検討①

・産業構造審議会 産業技術環境分科会 地球環境小委員会資源・エネルギーワーキンググループ　　12 月 5 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48347

1. 資源・エネルギー業種のカーボンニュートラル行動計画について

2. その他

・第３４回総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会 原子力小委員会　　11 月 28 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48367

1. 原子力政策に関する今後の検討事項について

・日本産業標準調査会標準第一部会第 18 回土木技術専門委員会　　12 月 6 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48352

1. 日本産業規格案の審議（制定２件、改正２件）

2. その他

・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第 21 回地層処分技術ワーキンググループ

11 月 29 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48353

1. 文献調査段階における評価の考え方について

https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221123_7.html

・原子力損害賠償紛争審査会（第 60 回）の開催について　　11 月 28 日

＜文部科学省　2022 年 11 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm9adad4A7zwPbG

1. 中間指針第五次追補策定に向けた論点について

2. その他

・微生物・ウイルス専門調査会（第 88 回）の開催について【11 月 30 日開催】

＜内閣府　2022 年 11 月 22 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/biseibutu_virus/annai/biseibutu-virus_annai_88.html

（１）令和元年度～令和３年度 食品健康影響評価技術研究の報告について

（２）アニサキスのリスクプロファイルについて

（３）食品により媒介される微生物等に関する評価について

（４）その他

・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　　11 月 19 日

＜農林水産省　2022 年 11 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221119.html

---

**[開催記録、報告、資料等]**

・令和４年度第５回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会　　11 月 18 日

＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T6qT58PSDyRJc8_dY

[1]第一部　公開

・一般化学物質のスクリーニング評価等について

・その他

[2]第二部　公開

・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）新規対象物質の化学物質審査規制法第一種特定化学物質への指定について（審議予定物質：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）又はその塩）

・その他

[3]第三部　非公開

・新規化学物質の審議について

・その他

・国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）、京都議定書第 17 回締約国会合（CMP17）及びパリ協定第 4 回締約国会合（CMA4）の結果について　　11 月 6～20 日

＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00859.html

https://www.env.go.jp/content/000088572.pdf

**********

[14] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑似患畜、青森県横浜町）

＜環境省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00008.html

・青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

＜農林水産省　2022年11月20日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221120_2.html

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

＜農林水産省　2022 年 11 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221120.html

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、北海道釧路市）

＜環境省　2022 年 11 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00038.html

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、兵庫県姫路市（野鳥国内 39 例目））

＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00041.html

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、香川県丸亀市（野鳥国内 38 例目））

＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00040.html

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

＜農林水産省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221122.html

＜農林水産省　2022 年 11 月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221123_7.html

・新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 11 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221122_5.html

・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 10 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221122_4.html

・農研機構動物衛生研究部門（東京都）における豚熱の確認（国内 85 例目）及び「農林水産省 豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 11 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221119_4.html
---

◇*その他*

・大阪大が図書館の開館時間を短縮　電気代が高騰、今年度 27 億円増
＜朝日新聞　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCQ65F0QCQPTIL01H.html
大阪大学は、電気料金などの高騰が経営に深刻な影響を及ぼしているとして、図書館の開館時間を 12 月から来年 3 月末まで、短縮することを決めた。大学によると、今年度の電気料金は大学全体で前年度から約 27 億円増える見込みという。

大学付属の四つの図書館のうち、総合図書館、理工学図書館、生命科学図書館の 3 館が対象。総合図書館の場合、平日は午前 8 時～午後 10 時だったのを、午前 9 時～午後 8 時として 3 時間短縮。日曜祝日は午前 10 時～午後 7 時は開館していたが、試験期間を除き休館とする。2 月 4 日以降はさらに短縮する。

21 日にホームページで学生らに通知した。

夏休み中は館内の一部を閉鎖するなど、全学で節電に取り組んだが、厳しい状況が続いているという。

尾上孝雄・付属図書館長は「学生の勉学や研究活動にも影響が生じかねず、大変心苦しく感じている。ただ、試験期には日曜に臨時開館するなど、できる限り影響が小さくすむようにさせていただいた」などとコメントした。
---

・博士課程修了者の初任給アップ　国家公務員、採用促進へ
＜共同通信　2022 年 11 月 18 日＞　https://www.47news.jp/news/8587897.html

人事院は 18 日、国家公務員の採用促進に向け、給与や昇格の仕組みを一部見直すと発表した。博士課程修了者の初任給引き上げが柱で、本省勤務の場合、ボーナスを含め年 8 万円程度増やす。民間との人材獲得競争が激化する中、処遇改善によって専門性の高い人材や優秀な若手を呼び込みたい考えだ。人事院規則を改正、来年 4 月から適用する。

初任給の引き上げ対象となるのは、博士課程修了者が「専門性を必要とする業務に従事する場合」とする。システム開発や経済分析などが想定され、該当するかどうかは各省庁が判断する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 81 号）
［官報］　令和 4 年 11 月 18 日　号外　第 246 号　7～45 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221118/20221118g00246/20221118g002460007f.html
ACSES-NL_2415_20221121　掲載

**********

**[付録]**

◇「大学における教育内容等の改革状況について（令和 2 年度）」の結果について　*上記［11］関係*
＜文部科学省　2022 年 11 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmDadae7fzUaLbN
文部科学省では、令和 2 年度の大学における教育内容等の改革状況について調査を行い、この度、その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

1. 調査目的
大学における教育内容・方法の改善等の実施状況について定期的な調査を実施し、国民への情報提供に努め、各大学のより積極的な教育内容等の改善に関する取組を促す。

2. 調査方法等
・調査対象：国公私立 795 大学（短期大学、令和 2 年度に学生の募集を停止した大学を除く。）
・調査方法：調査票等を令和 3 年 10 月に文部科学省ホームページに掲載、全大学に令和 4 年 1 月までの間で回答依頼を行い、回答後に集計作業を実施。

・回答率：97%（775 大学が回答。うち、学部段階の母数は国立 82 大学、公立 88 大学、私立 581 大学の計 751 大学）

3. 調査結果

1　概要

＜進展が見られた事項＞

近年各大学によって取り組まれるようになり、全国的にはまだ普及していないが、進展があった事項は以下とおりである。

・学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリング(※1)を実施している大学数

… H28：316 大学（43%）→ R2：511 大学（68%）

・学部段階において、異なる授業科目で教える内容が重複するのを避けるため、教員間で、授業科目の内容を調整している大学数

… H28：463 大学（63%）→ R2：490 大学（65%）

・学部段階において、一部の科目をルーブリック(※2)により明示している大学数

…H28：117 大学（16%）→ R2：224 大学（30%）

＜特記事項＞

(1) 三つの方針に基づいた大学教育の質の向上のため取組

大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには、三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に基づいて個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、学生等へ分かりやすく示すこと、学修成果に関する情報の把握・測定を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。平成 29 年度から三つの方針の一体的な策定・公表が各大学に義務付けられ、また令和２年１月には、学修者本位の教育の実現を図るための取り組むべき事項と留意点をまとめた「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会）が策定された。このような中で、年々上昇傾向にあるものの、三つの方針の達成状況を点検・評価している大学は約 85%に留まっている状況である。

また、

・三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程共通の考え方や尺度を策定している大学は約 61%

・学修状況の分析や教育改善を支援する体制を構築している大学は約 61%

・全学的な教育目標等とカリキュラムの整合性を検証する全学的な委員会を設置している大学は約 44%

に留まっており、策定・公表した三つの方針に基づいた具体的な取組の広がりも十分とは言えない状況にある。三つの方針に基づく大学教育の質の向上のための、各大学における具体的な取組の更なる進展が必要である。

(2) 社会に対して積極的に説明責任を果たしていくための取組

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが重要である。また、大学教育の質向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。情報公表に関する各種法令（※3）において、情報公表が義務付けられているところであり、本調査では全ての大学において一定の情報公表が行なわれていることが確認されている（教育研究活動等の情報を公表している大学は 100%）。

しかし、

・学生の学修時間を公表している大学は約 46%

・大学の教育研究活動を通じた学生の成長実感を公表している大学は約 35%

・教員一人当たりの学生数を公表している大学は約 64%

に留まっており、「教学マネジメント指針」において社会からその公表が強く求められている上記項目等の公表については、十分とは言えない状況にある。地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためには、より多元的な情報を公表し、大学全体の姿をできるだけ包括的に描く必要があり、各大学におけるより積極的な取組が期待される。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による遠隔授業の活用

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、大学においては、遠隔授業の活用が進んでいる。令和２年度実績を確認すると、約 50%と前年度(約 37%)より約 13%増加していることが明らかになった。令和３年度調査においては、より多くの大学が実施したことが確認されると予想されるとともに、ポストコロナ時代においても遠隔授業には時間や場所の制約がないなどのメリットがあるとされており、引き続き、各大学において遠隔授業を活用した取組が進展されることが予想される。

(4) 大学におけるハラスメント等防止のための取組

学生がハラスメントに悩まされることなく学べる環境は、個々の学生の学びを支える基本的な前提条件であるのみならず、学生の学びを深く充実したものとするためにも重要である。また、令和２年度には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行により、事業主が講ずべき職場のハラスメント対策に関する義務が強化されていることも踏まえ、大学の全ての構成員が安心して教育研究その他の活動に取り組むことができるよう、大学においてハラスメント等防止のための取組の確実な実施が求められている。

令和２年度においては、ほぼ全ての大学でハラスメント等防止のための取組が実施され（約 99%)、学生及び教職員向けの相談窓口が設置されている（約 99%)。

一方で、

・学外機関を活用した窓口を設置している大学は約 22%

・学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施している大学は約 45%

に留まっている。令和4年11月には、大学等におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けて、周知・啓発、相談体制の整備、被害者救済のための適切な措置、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底等に確実に取り組むよう通知したところである。各大学においては当該通知も踏まえ、ハラスメント等の防止や対応に関する取組の一層の充実が期待される。

（※1）ナンバリング

カリキュラムの体系性を示す為に、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること。

(※2) ルーブリック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価や、質的評価、直接評価に向くとされ、評価者、被評価者による標準化等のメリットがある。

(※3) 情報公表について、学校教育法第 113 条では、「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」とされている。また、学校教育法施行規則 172 条の２において規定する事項を公表することが義務付けられているとともに、その他学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表することが努力義務となっている。

大学における教育内容等の改革状況について（令和２年度)

https://www.mext.go.jp/content/20221122-mxt_daigakuc03-000025974_1.pdf

---

**◇ギガより大きい「クエタ」など登場　国際度量衡総会で SI 接頭語採択**

＜朝日新聞　2022 年 11 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCL441NQC6ULBH006.html

スマートフォンのデータ通信量の話題でよく耳にする「ギガ」など、数の桁を表す「SI（国際単位系）接頭語」に新たな仲間が加わった。ギガよりはるかに大きい「クエタ」や「ロナ」など四つ。追加は 31 年ぶり。フランスで開かれていた国際度量衡総会で 18 日に追加の案が採択された。

SI 接頭語は十進数の桁数（主に３桁ごと）に名前を定めたもの。身近な例は「ギガ（10 の９乗)」や「ミリ（10 のマイナス３乗)」だ。「ヘルツ」や「メートル」といった単位の前に使うことで、とても大きな量やごく小さな量を簡潔に表すことができる。

今回新たに加わったのは、10 の 30 乗を表す「クエタ」と 27 乗を表す「ロナ」、10 のマイナス 27 乗を表す「ロント」とマイナス 30 乗を表す「クエクト」だ。

背景にあるのは、情報科学の発展によるデジタルデータ量の爆発的な増加。米国の調査会社 IDC によると、2010

年に世界に存在したデジタルデータ量は約 1 ゼタ（10 の 21 乗）バイトだったが、25 年には約 175 ゼタバイトになると予測されている。

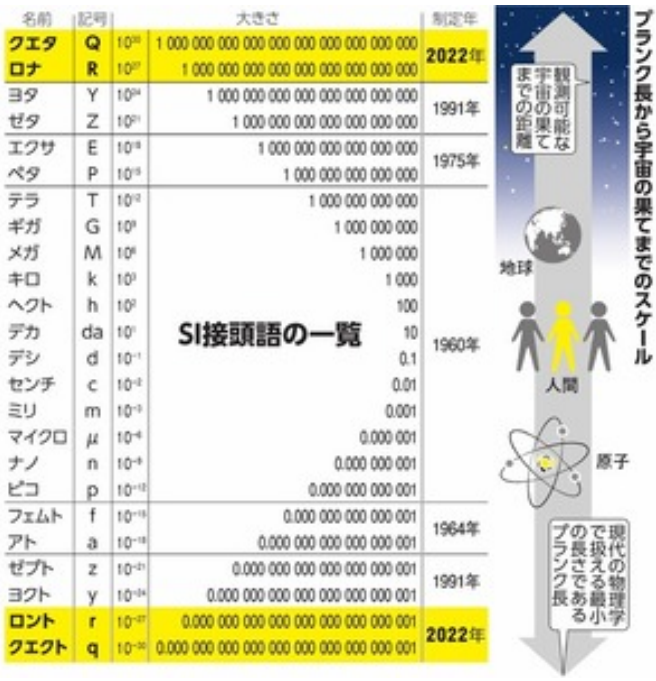

| 名前 | 記号 | | 大きさ | 制定年 |
|---|---|---|---|---|
| クエタ | Q | $10^{30}$ | 1 000 000 000 000 000 000 000 000 000 000 | 2022年 |
| ロナ | R | $10^{27}$ | 1 000 000 000 000 000 000 000 000 000 | |
| ヨタ | Y | $10^{24}$ | 1 000 000 000 000 000 000 000 000 | 1991年 |
| ゼタ | Z | $10^{21}$ | 1 000 000 000 000 000 000 000 | |
| エクサ | E | $10^{18}$ | 1 000 000 000 000 000 000 | 1975年 |
| ペタ | P | $10^{15}$ | 1 000 000 000 000 000 | |
| テラ | T | $10^{12}$ | 1 000 000 000 000 | 1960年 |
| ギガ | G | $10^{9}$ | 1 000 000 000 | |
| メガ | M | $10^{6}$ | 1 000 000 | |
| キロ | k | $10^{3}$ | 1 000 | |
| ヘクト | h | $10^{2}$ | 100 | |
| デカ | da | $10^{1}$ | 10 | |
| デシ | d | $10^{-1}$ | 0.1 | |
| センチ | c | $10^{-2}$ | 0.01 | |
| ミリ | m | $10^{-3}$ | 0.001 | |
| マイクロ | μ | $10^{-6}$ | 0.000 001 | |
| ナノ | n | $10^{-9}$ | 0.000 000 001 | |
| ピコ | p | $10^{-12}$ | 0.000 000 000 001 | |
| フェムト | f | $10^{-15}$ | 0.000 000 000 000 001 | 1964年 |
| アト | a | $10^{-18}$ | 0.000 000 000 000 000 001 | |
| ゼプト | z | $10^{-21}$ | 0.000 000 000 000 000 000 001 | 1991年 |
| ヨクト | y | $10^{-24}$ | 0.000 000 000 000 000 000 000 001 | |
| ロント | r | $10^{-27}$ | 0.000 000 000 000 000 000 000 000 001 | 2022年 |
| クエクト | q | $10^{-30}$ | 0.000 000 000 000 000 000 000 000 000 001 | |



---

◇出世望まぬ公務員「勉強時間ない」「昇進よりも家庭」　自治体は苦悩

＜朝日新聞　2022 年 11 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB040W1Q6XULEI006.html

課長や係長になるために公務員が受ける昇任試験の人気が低迷している。朝日新聞が、13 の都府県と政令指定都市に聞いたところ、少なくとも 8 自治体で受験率が下がっていた。普段の仕事が多忙で「試験勉強をする時間がない」といった声のほか、昇進よりも家庭を優先する意識の高まりが背景にあるとみられる。

2012 年から 10 年連続で昇任試験を実施した自治体に、受験率の変化を聞いた。

受験資格がある職員の年齢や在籍年数などといった違いはあるものの、13 自治体のうち 8 自治体で受験率が下がっており、下げ幅が最も大きかったのは川崎市で、12 年の 56%から 45.7%になっていた。

次いで埼玉県が 65.9%から 57.8%に、京都市が 22.8%から 18.8%に減っていた。減り幅は小さいものの、名古屋市は受験率が最も低く、19 年には 10%を切っていた。

昇任試験は、優秀な職員を早く昇進させて組織を活性化させたり、若手職員のモチベーションを向上させたりするのが目的だ。

しかし、30 歳代前半で受験資格が得られても、優秀な人材ほど職場で中心的な存在になっていて、多忙な場合が多い。この年代は、結婚や出産、育児といった私生活のイベントも重なりやすい。

「試験勉強をする時間がない」「これ以上忙しくなったら家庭での時間がとれない」といった理由から受験を避ける例が増えているという。ある自治体の人事担当者は「昇任試験を続けていく意義を改めて考えなければならない」と語る。

北海道や長崎県などは試験をやめ、業務実績を考慮した登用に戻した。受験率を維持するために、試験を簡素化したり、準備しやすくしたりする対策をとる自治体も増えている。

地方自治に詳しい神戸大大学院の松並潤教授は「昇任試験は公平で多様な人材登用ができ、続けていくべきだ。受験率のために試験を簡単にしてしまうと、優秀な幹部を登用するという本来の目的からずれてしまう。業務負荷の偏りなど、試験を受けられない理由をまずは解決するべきではないか」と話す。

********** 以上 **********